

上田市中学校部活動地域展開
「うえ JOY クラブ」募集要領【改定版】

「うえ JOY クラブ」は、学校部活動や地域団体など幅広い団体が、運営主体への登録を経て、実施主体（地域クラブ）となることで、地域の多様な人材との豊かな交流を通じ、新しい価値の創出を目指します。

この趣旨に沿って、子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保するとともに、安全な活動の場を提供できる地域クラブを下記により公募します。

なお、県より「地域クラブ活動に関する認定制度」が示されたため、令和 7 年 9 月に策定した基本方針を令和 8 年 9 月に新たに改定し、これに従って応募を継続します。

また、すでに認定・登録を受けたクラブの令和 9 年度の継続申請については、別途案内します。

記

1 募集する「うえ JOY クラブ」の活動概要

(1) 活動内容

- ・「うえ JOY 基本方針」（令和 8 年 9 月改定）に基づき、スポーツ・文化活動を実施する。

(2) 活動場所

- ・上田市立中学校施設及び上田市内公共施設を原則とする。
近隣市町村の施設を利用する場合は、事務局に相談すること。
☞申請書には、現在活動している場所又は活動希望場所を記入すること。

(3) 対象・定員

- ・対象：中学 1～3 年生（ただし、中学生以外の参加も可。）
※対象者、定員の詳細は、運営団体又は実施主体が定める

(4) 会費・指導者謝礼

- ・会費は月 3,000 円、指導者謝礼は 1 時間 1,000 円程度を基本とするが、活動頻度や活動内容に応じて、クラブごと規約に定めて運用する。
- ・クラブ立ち上げの資金として 1 クラブに対して 2 年間（2 回）補助をする。
1 年（回）目：上限 20 万円 2 年（回）目：上限 10 万円
※申請方法等の詳細は、上田市 HP 掲載「上田市地域クラブ創設等支援補助金交付要綱」を参照

(5) 活動時間

- ・平日は 2 時間程度、学校休業日は 3 時間程度までを基本とする。
- ・平日は 16 時から 21 時のうち 2 時間程度まで、学校の休業日は 21 時までの 3 時間程度までを基本とし、施設状況等を踏まえるものとする。
- ・夏休みなど長期休業中は別途調整を行う。
☞申請書には、活動開始予定時刻を記入すること。

2 認定要件

別紙「上田市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」参照

URL :<https://www.city.ueda.nagano.jp/site/chiikitenkai/129976.html>



3 応募方法・結果公表

令和 9 年度からの完全クラブ化に向けて、随時「うえ JOY クラブ」及び「準うえ JOY クラブ」の申請を受付けていき、令和 9 年度からの全中学校の部活動のクラブ化の見通しがつくまで募集を続けます。なお、ホームページ等への公表日は毎月の最終金曜日とし、審査受付対象日はいずれも公表日の 10 日前を原則とします。

<申請内容>

次の①～⑦をメールにて応募する。 メールアドレス：Ueda-club@city.ueda.nagano.jp

※申請の際、各ファイル名の先頭に「【〇〇クラブ】」をつけてください。

（「うえ JOY 基本方針 2-3 運営方針の策定」参照）

- ① 「うえ JOY クラブ」登録申請書→【別添様式】
- ② クラブの規約(目的、入退会、会計、保険、役員、総会等) →【作成例を参考に作成ください】
- ③ 構成役員・指導者名簿→【様式 1】独自様式可
- ④ クラブ員名簿→【様式 2】独自様式可
- ⑤ 収支予算書→【様式 3】独自様式可
- ⑥ 活動計画書→【様式 4】
- ⑦ 「うえ JOY クラブ」認定要件確認書→【様式 5】

4 審査の方法等

- (1) 審査
 - ・各クラブからの申請内容をもとに、必要に応じて現地視察やヒアリングを行い審査します。
- (2) 審査結果の通知
 - ・審査結果はすべての申請クラブに文書で通知します。【様式 6・7】
 - ・なお、登録クラブについては、上田市ホームページにおいて公表します。
 - ・電話等による問い合わせには応じません。また、審査結果に対する異議申し立てはできません。

5 その他

- (1) 申請に要する費用は、申請者の負担とします。
- (2) 申請内容は、上田市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- (3) 審査の結果、認定・登録されたクラブは、事務局が審査結果を公表する場合、及び今後の部活動の地域展開の推進にあたって必要な場合に、申請内容の一部を必要な範囲で使用するについて、あらかじめ承認するものとします。
※本申請を基に「上田市中学生在が参加できるスポーツ・文化芸術団体」一覧表を作成し、HPに掲載します。
- (4) 特定の中学校あるいは公共施設において、複数クラブから利用希望があった場合は、必要に応じてヒアリングを行った上で、総合的に判断を行い選定するとともに、別の活動場所を提示する場合があります。（「令和 8 年度上田地域クラブにおける学校施設の使用に関する手引き」参照）
- (5) 本募集要領などに関し、不明な点等がある場合は質問書【様式 8】を「7 申請先・問い合わせ」に記載しているメールアドレスにて提出してください。
- (6) 「うえ JOY クラブ」の申請はしないが、「上田市中学生在が参加できるスポーツ・文化芸術団体」一覧表に掲載を希望するクラブ（準うえ JOY クラブ）は、【様式 9】によりメールにて申請してください。
- (7) 公民館の活動団体で、中学生を受け入れ、「上田市中学生在が参加できるスポーツ・文化芸術団体」一覧表に掲載を希望する場合は、【様式 10】を公民館に提出してください。

7 申請先・問い合わせ

〒386-8601

上田市大手一丁目 11 番 16 号 上田市役所南庁舎 2 階

上田市地域クラブ活動推進協議会事務局 担当：清水、綿内、齋藤、畠山、緑川

電話：0268-23-5109 ※受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～16:00

メールアドレス：Ueda-club@city.ueda.nagano.jp

〔参考資料〕

◎「うえ JOY 基本方針」（令和 8 年 9 月改定）

URL :<https://www.city.ueda.nagano.jp/site/chiikitenkai/129976.html>

